

新	旧
<p>第1条～第26条 略</p> <p>(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)</p> <p>第27条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては、それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床及び壁は準耐火構造とし、その開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第28条～第40条 略</p> <p>(客席部と舞台部との区画)</p> <p>第41条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部(花道その他これに類するものを除く。以下同じ。)との境界に区画(上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。)を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもの又はこれと</p>	<p>第1条～第26条 略</p> <p>(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)</p> <p>第27条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては、それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 床及び壁は準耐火構造とし、その開口部には、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第28条～第40条 略</p> <p>(客席部と舞台部との区画)</p> <p>第41条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部(花道その他これに類するものを除く。以下同じ。)との境界に区画(上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。)を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもの又はこれと</p>

同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。

(舞台部の各室の区画避難)

第42条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2～3 略

(映写室)

第43条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁(木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁)又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第19項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第11項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第44条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)～(3) 略

2 略

第45条～第46条 略

同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。

(舞台部の各室の区画避難)

第42条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2～3 略

(映写室)

第43条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁(木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁)又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で令第112条第18項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第112条第10項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が1平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第44条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第112条第18項第2号に規定する構造であるもので区画すること。

(2)～(3) 略

2 略

第45条～第46条 略

(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)

第 46 条の 2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合においては、当該床又は壁を令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第 21 項の規定を適用する。

第 46 条の 2 の 2～第 46 条の 3 略

(災害危険区域)

第 46 条の 4 法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域は、 _____
_____ 次各号に掲げる区域とする。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 出水による危険の著しい区域として知事が指定した区域
- 2 知事は、前項第 2 号の区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村の長及び河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 7 条に規定する河川管理者の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第 1 項第 2 号の区域を指定するときは、当該区域を告示するとともに、当該区域を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 第 1 項第 2 号の区域の指定は、第 3 項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- 6 第 2 項から前項までの規定は、当該区域を変更し、又は廃止する

(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)

第 46 条の 2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合においては、当該床又は壁を令第 112 条第 19 項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第 20 項の規定を適用する。

第 46 条の 2 の 2～第 46 条の 3 略

(災害危険区域)

第 46 条の 4 法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

場合について準用する。

7 市町村の長は、当該市町村の区域内において、出水による被害を受けるおそれがあると認めるときは、知事に対し、第 1 項第 2 号の区域の指定について申し出ることができる。

(建築の制限)

第 46 条の 5 前条第 1 項の災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、建築物の構造若しくは敷地の状況又は崩壊防止工事等の施工により、規則で定める基準に適合するものとして知事が被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

2 前条第 1 項第 2 号の区域において、規則で定める建築物(住居の用に供するものを除く。)を建築する場合には、規則で定める基準に適合すると知事が認めるものとしなければならない。

3 前条第 3 項の規定により災害危険区域として指定された際に当該区域内に存する建築物(官公庁施設その他の施設であつて規則で定めるものに限る。)の所有者又は管理者は、当該建築物の改築、移転その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第 46 条の 6 略

(適用除外)

第 46 条の 7 この条例(第 4 章の 4(第 46 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる区域に係る部分に限る。)の規定を除く。)は、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く規則で定める市町村の区域内においては、適用しない。

2 略

(新設)

(新設)

(建築の制限)

第 46 条の 5 前条 _____ の災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、建築物の構造若しくは敷地の状況又は崩壊防止工事 _____ の施工により _____ 知事が被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

第 46 条の 6 略

(適用除外)

第 46 条の 7 この条例 _____ は、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く規則で定める市町村の区域内においては、適用しない。

2 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 48 条の 2 略

2 略

(1) 略

(2) 第 13 条の 2(排煙設備に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第 126 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分

3 略

以下略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 48 条の 2 略

2 略

(1) 略

(2) 第 13 条の 2(排煙設備に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第 137 条の 14 第 3 号ロに規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分

3 略

以下略